令和４年度
第７回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和４年度第７回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和４年１０月２８日（金）　１３時２９分開会
　　１４時１０分閉会
開催場所　　千歳市役所　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１６名　欠席委員４名）

１番	平沖道徳	出席	
２番	宮澤徳夫	出席	
３番	三溝健雄	出席	
４番	登坂英樹	出席	
５番	平岡　博	欠席	
６番	今　鉄雅	欠席	
７番	片桐好英	欠席	
８番	樋口　司	出席	
９番	川端智之	出席	
１０番	田村正司	出席	
１１番	遠藤義博	出席	
１２番	鈴木弘樹	出席	
１３番	清水利一	出席	
１４番	平岡日出男	出席	
１５番	黒澤譲治	欠席	
１６番	藤田勝久	出席	
１７番	中村由美子	出席	議事録署名委員
１８番	山形繁雄	出席	
１９番	高橋　正	出席	議事録署名委員
２０番	長島信行	出席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	松石博司
管理課長	田中康仁
企画振興係長	小野美幸
農地係長	上田創一
農地係主事	松川　裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について（農地法第 3 条の 3 届出）
　　報告第２号　専決処分の報告について
　　（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）
　　報告第３号　専決処分の報告について（農業委員会事務局職員の分限処分）
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第 3 条の規定による許可申請について
　　議案第２号　令和 4 年度第 5 号農用地利用集積計画の決定について
　　議案第３号　農用地の買入協議に係る要請について
　　議案第４号　現況証明願について
日程第 7　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　それでは、ただ今から、令和４年度第７回農業委員会総会を開催いたします。

本日、5番、平岡博委員、6番、今委員、7番、片桐委員、15番、黒澤委員は、所用のため、欠席する旨の届出がございました。

よって、委員20名中16名が出席しており、会議は成立いたしました。

会議の開催にあたりまして、会長からご挨拶があります。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　皆様、こんにちは。本日もお忙しい中、会議への参加ありがとうございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから会議を始めます。（13：30）

＜日程第３　議事録署名委員の指名＞

議　　長　　日程第3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第13条により、17番、中村委員、19番、高橋委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程第4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事　　務　　局　　令和４年度第６回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料のとおりであります。

事務局からは、以上です。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）】

議　　長　　次に、日程第 5、報告の部に入ります。（13：30）
報告第 1 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 1 号について、ご説明申し上げます。
議案書 1 ページをお開きください。
農地法第 3 条の 3 の規定による届出があり、千歳市農業委員会 会長専決 及び 事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 3 条の 3 の規定による届出は 1 件で、土地の所在等は、議案書 1 ページのとおりです。なお、整理番号 9 の被相続人は、由仁町の△△△△さんであります。
以上、報告第 1 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済みといたします。

【報告第２号　専決処分の報告について（農地法第１８条第６項合意解約の通知）】

会　　長　　次に、報告第 2 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 2 号について、ご説明申し上げます。
議案書 2 ページをお開きください。
農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約は 3 件で、土地の所在等は、議案書 2 ページから 3 ページのとおりです。
今回解約のあった整理番号 9 から 14 までは、後ほど議案第 3 号農用地の買入協議に係る要請にてお諮りする予定であります。以上、報告第 2 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。

会　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

会　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 2 号を報告済みといたします。

【報告第３号　専決処分の報告について（農業委員会事務局職員の分限処分）】

会　　長　　次に、報告第 3 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 3 号、専決処分の報告（農業委員会事務局職員の分限処分）についてをご説明いたします。
議案書 4 ページをご覧ください。
千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領に基づき、次のとおり専決処分をしたので、これを報告し、承認を求めます。
本件は、現在病気療養中である管理課農地係主任　△△△△について、令和 4 年 11 月 1 日付けで、地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして、休職発令の更新をするものでございます。事務局からは以上です。

会　　長　　暫時、休憩します。（13：33）

再開します。（13：34）

会　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

会　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 3 号を報告済みといたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に日程第 6、協議の部に入ります。（13：35）
はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 15 から 17 を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 1 号について、ご説明申し上げます。
議案書 5 ページをお開きください。
農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
今月の農地法第 3 条の許可申請は、所有権移転が 3 件、使用貸借権設定が 1 件です。
当日配布資料の 1 ページから 9 ページに、議案第 1 号資料として地番図、営農計画書、農地所有適格法人の要件を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
最初に、整理番号 15 から 17 は、由仁町及び千歳市新川で酪農を営んでいる△△△△さんが設立した、△△会社△△△△が、新規に農地所有適格法人の要件を満たして、所有権移転及び使用貸借を行う案件となります。
法人による農地の取得に関しましては、農地法において形態や事業要件等が規定されており、農地所有適格法人として一定の要件を満たす必要がありますが、当日配布資料の 7 ページ及び 8 ページの農地所有適格法人の要件にあるとおり、△△会社△△△△は、農地所有適格法人の要件を全て充足しています。
続きまして、土地の権利設定についてご説明します。
始めに整理番号 15、離農する△△△△さんの農地を、△△会社△△△△に所有権移転を行う案件となります。
土地の所在等は、議案書 5 ページのとおりです。
次に整理番号 16、同じく離農する△△△△さんの農地を、△△会社△△△△に所有権移転を行う案件となります。
土地の所在等は、議案書 6 ページのとおりです。

最後に整理番号17、△△△△さんが個人で所有している農地を、△△会社△△△△に使用貸借する案件となります。
土地の所在等は、議案書6ページから9ページのとおりです。
整理番号15から17は、調査書により確認した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。以上、整理番号15から17について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、整理番号15から17について、農地小委員会で協議しておりますので、宮澤委員長より協議結果について報告願います。

宮澤委員長　　9月22日に、令和4年度第4回農地小委員会を開催し、農地所有適格法人による農地の権利取得についての審議を行ったので報告します。
当案件については、整理番号15から17の譲受人及び借受者である、△△会社△△△△取締役の△△△△さんから、法人化の目的や、今後の営農について説明を受けた後、質疑を行いました。
この結果、本案件については、これまで営農してこられた方の法人化であり、法人化後の経営についても、これまでどおり安定した経営の継続が期待できると判断しました。
よって、当小委員会としましては、これらの案件を適当と認め、総会に諮ることで意見を集約しております。
私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

川端委員　　法人化の理由は後継者を見つけるということなので、この文章だと今は見つけていないということなのですけれど、候補になる方があったかなかったかについて発言はあったのでしょうか。

事務局　　後継者がいるか、いないかというお話でしょうか。

川端委員　　そうです。

事務局　　今、後継者については、お子さんはいないというお話はありました。それで、法人化して、幅広い中から、人材を集めて経営を任せたいというようなお話はありました。

川　端　委　員　　外部の人を後継者の候補にする、若しくはこちらで作業している人を後継者にする、そちらのほうはわからないのでしょうか。

事　　務　　局　　そうですね。募集はこれからするということの説明は受けました。

川　端　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

　次に、整理番号 18 についてを議題といたします。
　事務局より説明願います。

事　　務　　局　　整理番号 18 は、北信濃の△△△△さんが、北斗の△△△△さん外 1 名から農地を買い受ける所有権移転案件です。
　土地の所在等につきましては、議案書 9 ページのとおりです。
　整理番号 18 は、調査書により確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
　以上、整理番号 18 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

藤　田　委　員　　この方を存じ上げないのですが、北信濃で農業をやっている方なのですか。

事　　務　　局　　△△さんについては、元々農業だけをやっていた方なのですが、

その後、それだけでは立ち行かなくなったため、造園業もはじめ、今は造園がメインのような形になっておりますが、農業と造園業の2つをやっている方です。
　農地台帳上では農地を所有している方になります。

藤　田　委　員　　△△△△さんですね。わかりました。

議　　長　　他にございませんか。

平岡日出男委員　　この土地なのですが、借地になっていたらしく、秋小麦を蒔いており、その後に売買の話になったと聞いたのですが、その件については解決したのでしょうか。

事　　務　　局　　小麦を植えたのは△△さんなのですが、その件については所有者の△△さんの方から、売ることになったので、申し訳ないということで、断りが入っていると聞いております。後は当人同士で、賠償等があるのかまでは聞いておりません。

平岡日出男委員　　借りている方が納得しているのならそれでいいです。

議　　長　　暫時、休憩します。（13：44）

議　　長　　再開します。（13：46）

　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第２号　令和４年度第５号農用地利用集積計画の決定について】

議　　長　　次に、議案第 2 号、令和 4 年度第 5 号農用地利用集積計画の決定についての整理番号所 7 及び利 21 を議題といたします
事務局より、説明願います。

事　務　局　　議案第 2 号について、ご説明申し上げます。
議案書 10 ページをお開きください。
農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。
当日配布資料の 10 ページから 12 ページに議案第 2 号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
今月の案件は、所有権移転が 2 件、利用権設定が 3 件になります。
はじめに、整理番号所 7 及び利 21 をご説明いたします。
土地の所在等は議案書 10 ページから 11 ページまでのとおりです。
整理番号所 7 及び利 21 は、基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号の規定により、農地所有適格法人の構成員が農地を取得すると同時に、その参加農地所有適格法人に利用権を設定する案件となります。
これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上、整理番号所 7 及び利 21 についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

次に整理番号所8を議題といたします。
この案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。
暫時、休憩します。（13：50）

（●●委員、退席）

会　　長　　再開します。（13：50）
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案書10ページをお開きください。
整理番号所8は、泉郷の△△△△さんが、離農する△△△△さんから農地を買い受ける規模拡大案件になります。
計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上、整理番号所8について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

藤田委員　　泉郷の農地の売買価格ですが、これは平均価格なのですか。

事　務　局　　泉郷の平均価格としては□□円ぐらいになるのですが、今回の土地については、そのままでは農地利用できない場所が含まれておりまして、その整備費用を差し引いて計算したところ、このような価格になりました。

藤田委員　　農地利用できないということは、山林があるとか、沢があるとかでしょうか。

事　務　局　　山林があります。

鈴木委員　　補足ですが、△△さんの山林部分も含めて買うことになっているので、そこの単価を安く設定したので、全体的に下がった形になりました。

藤田委員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。
●●委員の退席を解きます。
暫時休憩します。（13：53）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（13：53）
次に整理番号利 22 及び利 23 を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案書 11 ページをお開きください。
整理番号利 22・23 は、公益財団法人道央農業振興公社を介して新規に賃貸借契約を行う規模拡大案件になります。
計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上、整理番号利 22・23 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第３号　農用地の買入協議に係る要請について】

議　　長　　つぎに、議案第 3 号、農用地の買入協議に係る要請の整理番号 1 についてを議題といたします。事務局より、説明願います。

事　務　局　　議案第 3 号について、ご説明申し上げます。
議案書 12 ページをお開きください。
当日配付資料の 13 ページから 14 ページに、議案第 4 号資料として、地番図、航空写真、フロー図をお配りしておりますので、合わせてご確認願います。
今月の所有権移転あっせん申出件数は 2 件です。
農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項に基づき、所有権移転あっせん申出のあった次の農用地について、同法第 16 条に基づく農用地の買入協議に係る千歳市長への要請について審議意見を求めます。
はじめに、整理番号 1 をご説明いたします。
議案書 12 ページをお開きください。
整理番号 1、申出日は令和 4 年 10 月 13 日で、あっせんを希望する土地の所在等は議案書のとおりです。
なお、議案にはありませんが、本件の買受予定者は△△△△さんであります。
以上、整理番号 1 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定頂きますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、この件について地区委員から補足があればお願いします。

清　水　委　員　　整理番号 1 における、△△△△さんの所有権移転あっせん申出について、補足説明します。
整理番号 1 の△△△△さんは所有する農地の大半を地元農業者に賃貸しており、実質的に離農しております。申出があった農地について、地域でも調整し買受希望者を探した結果、△△△△さん以外に取得を希望する方はいませんでしたが、△△△△さんは、資金面で早急に当該地を取得できる状況にないと聞いております。
以上のことから、効率的で安定的な農業経営を営む者に、利用の

集積を図るためには、 北海道農業公社による買入が必要ですので、千歳市長に対し買入協議の要請を行うべきと考えます。
私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　質問がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
次に、整理番号 2 についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　つぎに、整理番号 2 をご説明いたします。
議案書 13 ページをお開きください。
整理番号 2、申出日は令和 4 年 10 月 13 日で、あっせんを希望する土地の所在等は議案書のとおりです
なお、議案にはありませんが、本件の買受予定者は△△△△さんであります。
以上、整理番号 2 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定頂きますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、この件について地区委員から補足があればお願いします。

遠　藤　委　員　　整理番号 2 における、△△△△さんの所有権移転あっせん申出について、補足説明します。
整理番号 2 の市村さんは所有する農地の大半を地元農業者に賃貸しており、実質的に離農しております。申出があった農地について、地域でも調整し買受希望者を探した結果、△△△△さん以外に取得を希望する方はいませんでしたが、△△△△さんは、資金面で早急に当該地を取得できる状況にないと聞いております。

以上のことから、効率的で安定的な農業経営を営む者に利用の集積を図るためには、 北海道農業公社による買入が必要ですので、千歳市長に対し買入協議の要請を行うべきと考えます。
私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　質問がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第４号　現況証明願について】

議　　長　　次に議案第4号、現況証明願いについての整理番号16を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 4 号についてご説明申し上げます。
議案書 14 ページをお開きください。
現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。
今月の市街化調整区域における現況証明願は 2 件であります。
当日配布資料の 16 ページから 19 ページに議案第 4 号資料として、地番図・航空写真・現地写真を添付しております。
最初に整理番号 16 についてご説明いたします。
現況証明願の所在地等は、議案書 14 ページのとおりです。
願出地は、願出人の△△△△さんが、平成 29 年に相続を受けた土地ですが、願出人から聴取したところ、少なくとも 30 年ほどは農地として利用したことはないとのことでありました。
本件は、このたび、願出人が当該地を農業者以外に売却を行うにあたり、地目変更登記を行いたいとして、現況証明の願出がありました。

調査の結果、願出地において農地利用はなく山林の様相を呈しており、農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。
以上、整理番号16について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

平岡日出男委員　　10月13日に、私のほか、今委員、山形委員及び事務局により、整理番号16について現地調査を行いましたので報告します。
事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、農地利用はなく、写真のように雑草と雑木が生い茂っておりました。
本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は非常に困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。
私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　質問がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

議　　長　　次に整理番号所17を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　次に整理番号17についてご説明いたします。
現況証明願の所在地等は、議案書14ページのとおりです。
願出地は、願出人の△△△△さんが、平成28年に相続を受けた土地ですが、願出人から聴取したところ、少なくとも20数年は農地と

して利用したことはないとのことでした。
　本件は、このたび、願出人が地目変更登記を行いたいとして、現況証明の願出があったものです。
　調査の結果、願出地において農地利用はなく雑草が繁茂しており、農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。
　以上、整理番号 17 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

山　形　委　員　　10 月 13 日に、私のほか、今委員、平岡日出男委員及び事務局により、整理番号 17 について現地調査を行いましたので報告します。
　事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、農地利用はなく、写真のように雑草が繁茂しておりました。
　本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は非常に困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。
　私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　質問がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

　これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

議　　長　　それでは、その他として事務局からの報告をお願いします。

事　務　局　　※事務局より次の事項について、報告があった。

口　頭 令和５年度農業委員会委員任命について

資料-1 農作物の生育状況（10月15日現在）について

口　頭 令和4年度要覧ちとせ、令和4年度版千歳市農業の概要の配布について

12月7日の研修会の出欠について

道内視察研修について

農業委員会だより大地35号の配布について

令和4年度「大地」第2回編集委員会の開催について

資料-2 令和4年度第5回総会議案第1号農地法5条転用

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。（14：10　閉会）